

平成30年3月30日
独立行政法人郵便貯金・
簡易生命保険管理機構

郵政民営化法第162条第3項第4号に規定する資産の額の見通し等について

- 1 郵政民営化法（以下「法」といいます。）第162条第3項第4号の規定により、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」といいます。）においては、その資産のうち法第110条第1項第2号ハ及びヘ並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第28条第1項第2号に掲げる方法により運用されるもの並びにこれらに準ずるもの（以下「安全資産」といいます。）の合計金額が、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」といいます。）からの預り金の額の合計金額を下回らないよう義務付けられております。
- 2 ゆうちょ銀行においては、法第162条第3項第5号の規定により、法第8章第3節の規定の適用を受ける間、当該事業年度及び翌事業年度の末日における上記1の安全資産の額の見通し及びその根拠を機構に報告することが義務付けられております。
- 3 機構においては、法第160条の規定により、ゆうちょ銀行から上記2の報告を受けたとき、遅滞なく当該報告に係る事項を公表することになっております。
- 4 このたび、ゆうちょ銀行から別紙のとおり報告を受けましたので、公表いたします。

安全資産の保有状況について

1 平成29事業年度の末日における安全資産の額の合計額の見通し

(1) 平成29事業年度における運用方針

平成29事業年度における安全資産の運用は、当該資産の額の合計額が、郵政民営化法第162条第3項の規定による貴機構の貯金の合計額を下回らないよう、行ってきたところ。

(2) 平成29事業年度の末日における安全資産の額の合計額の見通し

平成29事業年度の末日における安全資産の額の合計額は、次のとおりとなる見通しである。

(単位:億円)

項目	金額
債券(国債、地方債及び政府保証債)	718,972
貸付金(地方公共団体貸付及び機構貸付)	15,375
合計	734,347

注: 計数を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

2 平成30事業年度の末日における安全資産の額の合計額の見通し

(1) 平成30事業年度における安全資産の運用方針及び運用計画

平成30事業年度における安全資産の運用は、当該資産の額の合計額が、郵政民営化法第162条第3項の規定による貴機構の貯金の合計額を下回らないよう、次の計画に基づいて行うこととする。

なお、「債券」の運用額については、市場に及ぼす影響に配慮し、それぞれの市場規模、購入可能性等を考慮したものであり、実際の運用額については、各債券の発行・流通市場の状況等により、運用計画に比べて増減することがある。

(単位:億円)

項目	金額
債券	56,400
国債	46,800
地方債及び政府保証債	9,600
貸付金(地方公共団体貸付及び機構貸付)	1,800
合計	58,200

注: 1 運用期間が1年未満の短期資産については、平成30事業年度末における運用予定額を計上している。

2 計数を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

(2) 平成30事業年度の末日における安全資産の額の合計額の見通し

平成30事業年度の末日における安全資産の額の合計額は、次のとおりとなる見通しである。

(単位:億円)

項目	金額
債券(国債、地方債及び政府保証債)	682,130
貸付金(地方公共団体貸付及び機構貸付)	14,615
合計	696,745

注: 計数を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。